| | | |
|---|---|---|
| 「身体障害者等福祉対策事業費補助金労災疾病臨床研究事業費補助金」 | に、 | 「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金勤労者財産形成促進事業費補助金」 |
| 「中小企業雇用安定事業費等補助金雇用開発支援事業費等補助金」 | に、 | 「児童育成事業費補助金」 |
| 「企業雇用安定事業」 | を | 「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費」 |
| 「中小企業雇用安定事業費等補助金雇用開発支援事業費等補助金」 | を | 「児童育成事業費補助金」 |
| 「児童保護費等負担金」 | に、 | 「婦人相談所運営費母子保健衛生費負担金」 |
| 「児童保護費負担金」 | を | 「婦人相談所運営費対策費補助」 |
| 「婦人相談所運営費負担金小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担」 | に、 | 「身体障害者保護費負担金障害児入所給付費等負担」 |
| 「婦人相談所運営費負担金小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担」 | を | 「身体障害者保護費負担金」 |
| 「福島再生加速化交付金」 | に、 | 「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」 |
| 「福島再生加速化交付金」 | を | 「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」 |
| 「福島再生加速化交付金年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金」 | に改め、同表中 | |

| | | |
|---|---|---|
| 機械式駐車設備 | | 一〇年 |
| その他の設備 | | |
| 主として金属製のもの | | 一七年 |
| その他のもの | を | 八年」 |

| | | |
|---|---|---|
| 「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | | 一〇年 |
| 機械式駐車設備 | | |
| その他の設備 | | |
| 主として金属製のもの | | 一七年 |
| その他のもの | | |
| 開発研究用のもの | | 四年 |
| その他のもの」 | | 八年」 |

に改め、同表中「福島再生加速化交付金」を「福島再生加速化交付金」に、「福島再生加速化交付金」を「福島再生加速化交付金」に、「身体障害者保護費負担金」を「身体障害者保護費負担金」に、「婦人相談所運営費負担金小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担」を「婦人相談所運営費負担金」に、「婦人相談所運営費対策費補助」を「婦人相談所運営費負担金」に、「児童保護費等負担金」を「児童保護費負担金」に、「児童育成事業費補助金」を「児童育成事業費補助金」に、「中小企業雇用安定事業費等補助金雇用開発支援事業費等補助金」を「中小企業雇用安定事業費等補助金雇用開発支援事業費等補助金」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金勤労者財産形成促進事業費補助金」を「独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金」に、「身体障害者等福祉対策事業費補助金労災疾病臨床研究事業費補助金」を「身体障害者等福祉対策事業費補助金労災疾病臨床研究事業費補助金」に改める。

## ○厚生労働省告示第四百七十一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十二条第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に二分の一を乗じた額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。次号において「法」という。）第十九条の二十二第一項及び第二項の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。）の実施に必要と認められる額

二　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市）が小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に必要と認める経費のうち国庫の負担の対象となる経費の額（その費用のための収入があると見込まれるときは、その見込まれる収入の額を控除した額）

## ○農林水産省告示第千八百五十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第100400号 | 液状複合肥料 | 神協液肥087号 | 神協産業株式会社 | 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1 |
| 生第100403号 | 化成肥料 | ＰＫマグひん酸Ｂ号 | エコアグロサービス株式会社 | 富山県高岡市石堤3661番地 |
| 生第100404号 | 化成肥料 | 微量要素有機入り化成8382 | 多木化学株式会社 | 兵庫県加古川市別府町緑町２番地 |
| 生第100410号 | 配合肥料 | ガイアの雫 | 株式会社　エイ・シー・エム | 東京都墨田区両国四丁目８番10号 |
| 生第100411号 | 液状複合肥料 | ハイプラスＫ13号 | 新東化学工業株式会社 | 千葉県市原市八幡海岸通11番１ |
| 生第100414号 | 成形複合肥料 | 粒状固形肥料811 | 日本肥糧株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100415号 | 成形複合肥料 | 粒状固形肥料Ｂ688 | 日本肥糧株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100416号 | 成形複合肥料 | くみあいほう素有機入り粒状固形肥料Ｓ055 | 日本肥糧株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100418号 | 混合汚泥複合肥料 | ゆうき628号Ｂ | ときわ化研株式会社 | 福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２ |
| 生第100419号 | 成形複合肥料 | 粒状固形肥料Ｂ619 | 日本肥糧株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100420号 | 成形複合肥料 | 粒状固形肥料Ｂ846 | 日本肥糧株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100421号 | 化成肥料 | 複合肥料888 | 日本林業肥料株式会社 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 |
| 生第100426号 | 化成肥料 | 苦土有機入り888 | 片倉チッカリン株式会社 | 東京都千代田区九段北１丁目13番５号 |
| 生第100429号 | 液状複合肥料 | Ｋ―44 | ラサ晃栄株式会社 | 東京都千代田区内神田二丁目６番８号 |
| 輸第100399号 | 混合窒素肥料 | ニトロパワー | 株式会社ナカシン | 北海道北見市北斗町二丁目１番地27号 |
| 輸第100401号 | 家庭園芸用複合肥料 | 液体肥料0121号 | 株式会社サンアンドホープ | 福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２ |
| 輸第100406号 | 液状窒素肥料 | Ｎ24 | パイオニアエコサイエンス株式会社 | 東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル |
| 輸第100407号 | 化成肥料 | ＳＫ有機入り化成肥料666 | 株式会社正栄商会 | 東京都江東区亀戸六丁目55番20号 |
| 輸第100422号 | 液状複合肥料 | ＳＡＺＯＬＥＮＥ　ＳＣ　9.3―0―19.3 | 有限会社新陽通商 | 神奈川県横浜市港北区日吉二丁目14番10―607 |
| 輸第100423号 | 液状複合肥料 | ＳＡＺＯＬＥＮＥ　ＳＣ　14.3―0―14.3 | 有限会社新陽通商 | 神奈川県横浜市港北区日吉二丁目14番10―607 |
| 輸第100424号 | 副産窒素肥料 | アミノａ | 株式会社中村商会 | 東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号 |
| 輸第100430号 | 化成肥料 | 有機入り化成肥料７―７―７ | 株式会社インターファーム | 東京都中央区銀座三丁目11番５号 |